

令和7年4月1日から物価高騰のため入院時の**食事療養費の負担額**が変わります

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担額）			
所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
69歳までの患者様	70歳以上の患者様		
区分 ア	現役並み Ⅲ	1食 490円 (1日3食 1,470円)	1食 510円 (1日3食 1,530円)
区分 イ	現役並み Ⅱ		
区分 ウ	現役並み Ⅰ		
区分 エ	一般		
区分 オ	低所得 Ⅱ	1食 230円 (1日3食 690円)	1食 240円 (1日3食 720円)
区分 オ 長期該当	低所得 Ⅱ 長期該当	1食 180円 (1日3食 540円)	1食 190円 (1日3食 570円)
	低所得 Ⅰ	1食 110円 (1日3食 330円)	1食 110円 (1日3食 330円)

※全医療機関共通の値上げ金額となります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。